




第1 遺言書等による対策

遺言書の作成

相続が開始すると、相続人が法定相続分に従って遺産分割協議をすることになります(民907①)が、生前、被相続人が、遺言ができる事項について方式に従い遺言書を作成しておく、遺言書の効力が優先します。

適切で、配慮の行き届いた遺言書を作成することにより、被相続人が相当と考える相続を実現したり、遺産分割協議における相続人間の紛争を防いだりすることも可能となります。

効果とリスク

効果 	死後の遺産分割方法を指定することができ、争族防止に役立つ。❶
注意 	遺言能力のない者は遺言することができない。❷
	一定の手続に則って作成しなければならない。❸
リスク 	法定事項以外のことを遺言しても、法律上の効果はない。❹
	法律知識のない者が遺言書を作成した場合、相続人の遺留分を侵害する内容になってしまうおそれがある。❺
	相続人や受遺者が遺言者の死亡以前に死亡した場合には、その者への遺言部分は失効してしまう。❻
	相続人への配慮を欠く内容の遺言書を作成してしまうと、かえって争いを激化させることがある。

❶ 遺言により、遺言者は、遺産分割方法の指定(民908前段)、相続分の指定(民902①本文前段)、特定遺贈又は包括遺贈(民964)をすることができ、死後の財産分割の方法

があります。

- 6** 遺言者の死亡以前に受遺者が死亡したときは遺贈の効力は生じないとされています(民994①)。また、被相続人が特定の遺産を特定の相続人に相続させる遺言(遺産分割方法の指定)をした場合で、当該相続人が遺言者より先に死亡していた事案(最判平23・2・22判時2108・52)において、遺言者が当該推定相続人の代襲者その他の者に相続させる旨の意思を有していたとみるべき特段の事情のない限り、遺言の効力は否定され、当該遺産は遺産分割の対象になるとされています。

実務解説

1 遺言事項

(1) 遺言できる事項

遺言は、遺言者の最終意思を法的に実現するための単独行為です。そのため、遺言により法的に効力を有する遺言事項が法定されています。遺言事項は、大きく分類して、身分上の事項に関する事項、相続に関する事項、相続財産の処分に関する事項、遺言執行に関する事項、その他の遺言事項に分類されます。遺産に関する事項としては、遺贈(民964)、相続分の指定(民902)、遺産分割方法の指定(民908)が重要です。実務上定着している「相続させる遺言」は、遺産分割方法の指定であるとともに、相続分の指定を含む場合があるとされています。これらのうち、相続分の指定、遺産分割方法の指定のように遺産の分割方法を大枠で示して具体的な方法は遺産分割協議に委ねる方がよいのか、遺贈、相続させる遺言のように遺産分割協議によることなく遺言の効力発生と同時に特定の遺産を特定の相続人に承継させる方がよいのかを判断することが重要です。

(2) 身分上の事項に関する事項

身分上の事項に関する事項に分類されるのは、認知(民781②)、未成年後見人の指定及び未成年後見監督人の指定(民839・848)です。認知については、遺言執行及び遺言執行者の選任が必要となります。

(3) 相続に関する事項

ア 相続に関する事項

相続に関する事項に分類されるのは、推定相続人の廃除及び廃除の取消(民893・894)、相続分の指定又は指定の委託(民902)、遺産分割の方法の指定又は指定の委託(民908)、

事 例

○遺言の活用例（妻と兄弟姉妹が法定相続人の場合）

Aには、妻Bがいますが、2人の間に子はいません。Aの財産は、3,400万円のA Bが住む自宅の不動産甲と現金が500万円あります。

Aの両親とも死亡していますが、Aには、兄Cと弟Dがいます。

この事例においてどのような対策をとっておくとよいでしょうか。

<解 説>

1 法定相続分での取得

本事例において、先にAが死亡した場合、法定相続人は、配偶者であるB、C、Dとなり、法定相続分は、Bが4分の3、Cが8分の1、Dが8分の1となります。

BがAの死亡後も自宅不動産甲に住み続けるため、甲不動産の取得を希望した場合、法定相続分を超える財産を取得することになり、C又はDから500万円の現金の取得だけでなく、代償金の支払を求められることも予想されます。

法定相続分での遺産分割協議において、Bは、代償金の支払のために不動産の売却を迫られたり、家は残ったものの今後の生活費を捻出できないという事態が懸念されるどころです。

2 本事例における対応

そこで、本事例において、妻Bの生活を安定させるために、Aが生前に「甲不動産を含む一切の財産をBに相続させる。」という遺言書を作成しておくことが必要であると考えます。兄弟姉妹には遺留分がないことから全部の財産を相続させることができるので、有効な対策となるでしょう。

第3章 相続発生後の対策 第2 遺産分割等における対策

<書式>

○遺産が未分割であることについてやむを得ない事由がある旨の承認申請書

通信日付印の年月日	確認印	番号
年 月 日		

遺産が未分割であることについてやむ
を得ない事由がある旨の承認申請書

	名簿番号
税務署 受付印	〇〇年〇〇月〇〇日提出
〒〇〇〇-〇〇〇〇	
〇〇 税務署長	住所 (居所) 〇〇県〇〇市〇〇町1-2-3
	申請者氏名 甲野 花子 電話 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇
遺産の分割後、	・配偶者に対する相続税額の軽減(相続税法第19条の2第1項) ・ 本規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例 (相続特別措置法第69条の4第1項) ・ 特定計画山林についての相続税の課税価格の計算の特例 (相続特別措置法第69条の5第1項) ・ 特定事業用資産についての相続税の課税価格の計算の特例 (所得税法等の一部を改正する法律(平成21年法律第13号)による改正前の相続特別措置法第69条の6第1項)
	の適用を受けたいので、遺
産が未分割であることについて、	・ 相続税法施行令第4条の2第2項 ・ 相続特別措置法施行令第40条の2第10項又は第16項 ・ 相続特別措置法施行令第40条の2の2第10項 ・ 相続特別措置法施行令第40条の一部を改正する政令(平成21年政令第108号)による改正前の相続特別措置法施行令第40条の2の2第10項又は第22条
	に規定するやむを得
ない事由がある旨の承認申請をいたします。	
1 被相続人の住所・氏名	住所 〇〇県〇〇市〇〇町1-2-3 氏名 甲野 太郎
2 被相続人の相続開始の日	平成〇〇年〇〇月〇〇日
3 相続税の申告書を提出した日	平成〇〇年〇〇月〇〇日
4 遺産が未分割であることについてのやむを得ない事由	遺産分割に関して、調停の申立てがされているため。
(注) やむを得ない事由に応じてこの申請書に添付すべき書類	
① 相続又は遺贈に関し訴えの提起がなされていることを証する書類	
② 相続又は遺贈に関し和解、調停又は審判の申立てがされていることを証する書類	
③ 相続又は遺贈に関し遺産分割の禁止、相続の承認若しくは放棄の期間が伸長されていることを証する書類	
④ ①から③までの書類以外の書類で財産の分割がされなかった場合におけるその事情の明細を記載した書類	

○ 相続人等申請者の住所・氏名

住所 (居所)	氏名	続柄
		印
		印
		印
		印

○ 相続人等の代表者の指定 代表者の氏名 _____

関与税理士	税理士法人〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 代表社員〇〇 〇〇	印	電話番号	〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇
-------	--------------------------------	---	------	--------------

(資4-22-1-A4統一)